

## 福岡県環境総合ビジョン専門委員会における会議の公開について

### 1 公開の対象

会議は原則として公開とする。

ただし、下記の場合については、委員長の判断により審議を非公開とする。

- (1) 当該会議を開くことにより、特定の個人情報が明らかになる場合
  - (2) 当該会議を開くことにより、特定の法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められた場合
  - (3) 当該会議を開くことにより、当該又は同種の審議・検討等に支障を生じさせる場合
  - (4) 国の機関又は県の機関等が行う取締まり、許可、試験、訴訟その他の事務事業に関する情報を扱う場合にあって、当該会議を開くことにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係もしくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障が生ずるおそれがある場合
  - (5) 当該会議を開くことにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
  - (6) 当該会議を開くことにより、特定の野生動植物の保護に著しい支障を生ずるおそれがある場合
  - (7) 法令により会議を開かないことと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
  - (8) 当該会議を開くことにより、委員会の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合
- また、開会中に非公開とする必要が生じた場合、委員長が委員会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

### 2 公開の方法

委員会の傍聴を認めることにより行うこととする。

### 3 傍聴者の範囲

傍聴者は県民に限らないこととする。

#### **4 傍聴定員及び配布資料**

傍聴人数の上限は、開催する会議室の規模により、都度、定めることとする。

また、傍聴者に対しては、原則として当日委員会に提出される資料を配布することとする。

#### **5 傍聴手続**

- (1) 傍聴は受付で氏名を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認めることとする。
- (2) 傍聴の受付は委員会開催当日に会場で会議開催の30分前から行うこととする。

#### **6 傍聴要領**

- (1) 公正かつ円滑な運営を確保するため、委員会は、傍聴手続及び傍聴者の遵守事項等について別途傍聴要領を定め、傍聴者に配布することとする。
- (2) 傍聴者が傍聴要領に違反し、委員会の公正かつ円滑な進行を妨げた場合は、委員長は当該傍聴者に対し退場を命ずることができることとする。

#### **7 委員会開催の周知方法**

「福岡県環境審議会環境総合ビジョン専門委員会開催のお知らせ」を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに1週間前までに配架することとする。

なお、必要に応じ、県のホームページの活用を行う。

#### **8 その他**

##### **(1) 委員会資料の閲覧**

公開した会議資料については、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。

##### **(2) 委員会議事要旨の閲覧**

公開した会議の議事要旨を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、必要に応じ、県のホームページにおいても公表することとする。

## 福岡県環境審議会環境総合ビジョン専門委員会傍聴要領

### 1 傍聴（公開）の対象

会議は、公開を原則としておりますが、専門委員会の判断により会議を非公開とすることがあります。

また、開会中に非公開とする必要が生じたときは、委員長が傍聴者の退場を命ずることがあります。

### 2 傍聴手続

- (1) 専門委員会の傍聴を希望する方は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに受付で傍聴希望の旨を告げ、係員の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。

### 3 傍聴者の遵守事項

- (1) 委員会開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

### 4 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、委員長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、上記3の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。